

発議第2号

基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年6月13日提出

基山町議会議員

重松 徳一

基山町議会議員

入保山 義明

基山町条例第 号

基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和36年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 前条及び前項の規定により議員報酬が重複する場合においては、その重複することとなる部分については、いずれか多い額を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

議員報酬の支給期間が重複する場合の支給方法を明確にするため、基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を改正する必要がある。

平成29年6月13日原案 可決